

令和5年度空き家関連補助事業(流通・利活用促進、除却支援)の概要

制度検討のポイント

- 町では、これまで空き家対策として、平成24年度から平成26年度に「廃屋等除去推進事業」、令和2年から令和4年度に「空き家除却推進事業」を実施し、不用空き家の除却を勧奨。**令和5年度以降も後継事業の実施を検討。**
- 利活用としては、定住施策として中古住宅購入に対する補助を実施。現在は、令和6年度までの時限制度「持家奨励応援補助金」によって継続的に中古住宅の活用を取得を後押し。
- これまでの取り組みを継続しながら、**新たな取り組みとして、空き家の賃貸住宅化のための支援策を検討。**

～ 不良空き家等の除却を支援 ～

1. 空き家除却支援事業(仮称)

「空き家除却推進事業」の内容を見直し、継続的に空き家所有者の除却を支援。

(1) 補助メニュー

- ① 不良住宅除却
※町の調査で一定以上の不良度が認められる空き家が対象
- ② 跡地活用型空き家除却
※除却後の土地を公共的に地域住民が利用できる空き家が対象
- ③ ①と②以外の不用空き家除却

(2) 補助対象要件

基本的な要件は、「空き家除却推進事業」を継承。

(3) 補助率・補助金額

区分	個人		法人	
	補助率	上限額	補助率	上限額
不良住宅	4/5	100万円	1/2	100万円
跡地活用	4/5	100万円	1/2	100万円
不用空き家	1/2	50万円	1/4	30万円

～ 空き家を新たな住宅ストックに ～

2. 空き家賃貸住宅化支援事業(仮称)

使用されていない空き家について、賃貸住宅化のための住宅取得と改修を支援。

(1) 対象事業(すべてを満たすものが対象)

- ① 賃貸住宅化に必要な改修工事
- ② 台所、水洗トイレ、浴室を設置する事業
- ③ 居住スペースを40㎡以上とする事業
- ④ 10年以上空き家を賃貸住宅とする事業

(2) 対象経費

- ① 増改築工事の経費
- ② 耐久性を高める工事の経費
- ③ 安全・防火性を高める工事の経費
- ④ 居住性を高める工事の経費
- ⑤ 建物の取得費

(3) 補助率・補助金額

区分	個人		法人	
	補助率	上限額	補助率	上限額
町内施工	1/4	100万円	1/4	100万円
町外施工	1/4	50万円	1/4	50万円

～ 空き家の流通に向けた環境整備 ～

3. 空き家流通促進事業(仮称)

空き家を流通させるために必要な建物内外の残置物の処分と相続登記手続きを支援。

(1) 補助メニュー

- ① 屋内及び敷地内の残置物撤去
- ② 空き家及び土地の相続手続き

(2) 対象経費

- ① 廃棄物の分別や収集・運搬処理の経費
- ② 電化製品の引取運搬・リサイクル料金
- ③ 司法書士等への委託料
- ④ 手続きに必要な証明書等発行手数料
- ⑤ 登録免許税

(3) 補助率・補助金額

区分	個人	
	補助率	上限額
残置物撤去	1/2	10万円
相続登記	1/2	5万円

施行日:令和5年4月1日(予定)